

国自安第23号の2

令和3年6月4日

北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

中部運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

近畿運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

中国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。



国自安第23号の2

令和3年6月4日

九州運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号の2

令和3年6月4日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。